様式第１号（第６条関係）

既存ブロック塀等改善事業助成金交付申請書

年　　月　　日

　（宛先）さいたま市長

郵便番号

住　　所

電話番号

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

氏　　名

　ブロック塀等の改善に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　現地の概要

|  |  |
| --- | --- |
| ブロック塀等の所在地 | さいたま市　　　区　　　 |
| ブロック塀等が面する道路等 | ・法第４２条第１項第１号から第４号の道路　□　　　　同条第１項第５号の道路　□　　　　同条第２項の道路　□・公園等□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・道路番号等□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・私道の場合の通り抜けの形態　□・指定通学路（有　□　　無　□） |

２　助成対象事業の項目

□除却工事（建替え工事の除却を含む。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ブロック塀等の種別 | 基礎の除却の有無 | 高さ | 延長 | 見付面積 |
| 除却前 | 除却後 |
| 補強CB ・ 組積造等 | 有 ・ 無 | m | m | m | ㎡ |

□建替え工事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 軽量フェンス等の種類 | 基礎の築造方法 | 高さ | 延長 |
|  | 新設　・　再利用 | m | m |

３　助成金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 助成事業に要する費用 | 円 |
| 上記費用に係る消費税等仕入控除税額（該当する場合のみ） | 　　　円 |
| 助成金申請額（消費税等仕入控除税額を除いた額） | 円 |

４　予定日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着手予定日 | 　　　　年　　月　　日 | 完了予定日 | 　　　　　年　　月　　日 |

５　添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 承諾書兼委任状（ブロック塀等の所有者が複数の場合） |
| □ | ブロック塀等の安全性チェックリスト（ブロック塀等の概要図・現況写真） |
| □ | 図面等 |
| □ | ⑴　除却工事の施工範囲を明示した図面等 |
| □ | ⑵　建替え工事の軽量フェンス等の仕様書及び図面 |
| □ | ⑶　法第４２条第２項に規定する道路に面する場合には、道路中心線等及び現況幅員を⑴又は⑵に明示している。 |
| □ | 助成金の算定書 |
| □ | 登記事項証明書、納税通知書等の写し又は固定資産税況調査同意書 |
| □ | 見積書（写し可） |

注　□　消費税等仕入控除不適用申出書（様式第13号）（当該助成事業に要した費用が

消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合。）

６　誓約事項

|  |
| --- |
| さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱の規定に基づく申請をするに当たり、同要綱の規定を遵守します。万一、助成対象事業に関わる関係者とのトラブルが発生したときは、助成事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱の規定に違反した場合において、助成金の一部又は全部について支払が完了している場合には、既にさいたま市から交付された助成金全額を指定された期日までに返還する責を負います。以下、誓約に関する特記事項１　構造上一体となっているブロック塀等の一部を撤去する場合には、助成事業者以外の所有者に対して工事の内容について説明し、ブロック塀等の部分を切り離すことについて承諾を得ています。２　助成金を受けて設置する軽量フェンス等については　　⑴　工事の請負業者から安全性について確認を受けています。　　⑵　助成金の額の確定通知を受けた日から起算して５年以内は、工事完了時の形　　　態を変更せず、当該軽量フェンス等を譲渡する場合には、譲渡を受ける者に対して、この要綱の規定及び本誓約事項の遵守を継承させます。 |
| 上記事項を遵守します。　　　　　　　　　　申 請 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　  |

注　１．法人等にあってはその名称及び代表者の氏名を記入してください。